

經濟論叢

第164卷 第1号

-
- 第二次世界大戦期の国際決済銀行(5)……………西牟田 祐 二 1
- 相関次元を応用した
金融時系列の非線形性検定……………足 立 光 生 31
- 持株会社の会計問題と会社法規定……………金 森 絵 里 50
- 閉鎖集団における主体の依存関係の均衡(2)……………藤 山 英 樹 67
- 国民健康保険制度に関する経済分析(1)……………小 松 秀 和 82
-

平成11年7月

京 都 大 学 経 済 学 會

持株会社の会計問題と会社法規定

—Greene 委員会報告書の検討を手がかりとして—

金 森 絵 里

I はじめに

日本においても1997年12月に独占禁止法が改正されたことにより，持株会社を設立することおよび既存の会社が持株会社になることが，原則自由となった。いわゆる純粋持株会社形態が解禁されたのであり，これをうけて関連法制の見直しが進んでいる。証券取引法においては，すでに公表されている連結財務諸表を，従来の個別財務諸表に代えて，1999年4月1日以降に開始される事業年度から本格的に，有価証券報告書上における主要財務諸表として記載することが決定された¹⁾。すなわち，純粋持株会社の解禁を1つの契機として，連結財務諸表制度が見直されることとなったのである²⁾。

このような連結財務諸表制度の整備をうけて，持株会社の会計問題については，すでに制度的に解決されているとみなしている議論も少なくない。しかし，連結財務諸表制度はあくまでも証券取引法において整備されているのみで，商法においては，純粋持株会社の解禁にともなう法制の見直しのなかで，かならずしも連結財務諸表の導入が必要であるという論調はみうけられない³⁾。たとえば，持株会社（従属会社）⁴⁾の株主は，従属会社（持株会社）の個別財務情

1) 企業会計審議会『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』1997年6月6日。

2) もちろんこの見直しの背景には，より大きな要因として，証券市場の国際化に対応したディスクロージャー制度の整備という要請があったことも看過できない（企業会計審議会『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』1997年6月6日，第一部）。

3) 法制審議会商法部会『親子会社法制等に関する問題点』1998年7月8日。

4) 以下，本稿では，「親会社（子会社）」ほど厳密な定義づけを必要としない「持株会社（従属

報の閲覧等を行うことができることとするべきであるかどうかという問題提起はおこなわれているものの、連結財務諸表の作成・公表を義務づけるかどうかという問題提起はおこなわれていないのである。つまり、商法あるいは会社法が規定する会計制度においては、持株会社形態の解禁にともなって引き起こされる会計問題とは、連結財務諸表でなくても解決できる問題、もしくは連結財務諸表では解決できない問題として捉えられているということが可能なのではないだろうか。

本稿は、商法あるいは会社法が規定する会計制度のなかで、持株会社形態がそもそもいかなる会計問題を引き起こすのかを明らかにし、それに対する解決策について整理するとともに、連結財務諸表はその会計問題を解決する唯一の財務諸表ではないことを指摘しようと試みるものである。その際、イギリスの会社法改正委員会である Greene 委員会の報告書を素材とし、現在の持株会社会計に関して Greene 委員会報告書からなんらかの示唆を得るために、Greene 委員会報告書の普遍性と特殊性について考察する。本稿での検討によって、連結財務諸表の機能に関する議論に対する筆者なりの見解を示すことができれば幸いである。

II 持株会社会計の生成時における会計人の対応

一般に、「持株会社」(holding company)とは、「事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを目的とする会社」⁵⁾のことをいう。この持株会社形態は、1888年にアメリカの New Jersey 州一般会社法において、会社による他会社株式保有が認められたことを契機として生成した(高寺 [1992], 156ページ)。そもそも持株会社における会計問題とはいかなるものかを明らかにするためには、持株会社形態が生成した当時の状況を把握することが有用であろう。以下

「会社」という用語をもちいる。

5) 『経済辞典』第3版、有斐閣、1173ページ。

においては、この新しい企業結合形態が生じた当初におけるアメリカとイギリスの会計人の対応について概観する。そして会社法が規定する会計制度のなかで持株会社形態がいかなる会計問題を引き起こすかについては、イギリスの会社法改正委員会の報告書がこの問題を取り扱っていること、および、本稿で採りあげる Greene 委員会報告書の位置づけについて簡単に紹介する。

アメリカにおいて、持株会社という新しい企業結合形態が生成したとき、会社に情報開示を要求する連邦規制はなく、各州会社法においても詳細な報告書を提出させる規定はほとんど存在しなかった。したがって、当時、「経営者は財務情報開示に関してこの時期完全に自由裁量を有していた」（高須 [1996], 14ページ）といわれている。すなわち、厳格な情報開示制度の不在を背景として、当時のアメリカで活動していた経営者や監査人は、財務諸表を作成する際に、法人格にもとづいた財務諸表を作成する必要性をほとんど持たなかったのである。経営者や監査人は、持株会社が法人格を超えた事業体を形成していれば、必然的にその事業体にもとづいた財務諸表を作成し、それを同時に公表財務諸表として利用することも可能であった。だからこそ、当時のアメリカにおける連結財務諸表は「企業合併をおこなっていれば成立したであろう企業を具現化している〔……〕持株会社の個別財務諸表」（高須 [1996], 11ページ）としての性格を有したのである。

これに対して、イギリスにおいては1844年会社登記法においてすでに勘定記録と決算が義務づけられ、さらに開示と監査に関する一連の規定が設けられていた⁶⁾。したがって、法的には別個の人格を持つ複数の会社が、経済的には一体となって事業活動をおこなうという持株会社形態が普及するにつれて、法的実体と経済的実体が乖離するという現象が、イギリスにおける会計制度上の「重大な問題」(grave matter) (Dicksee [1905], p. 225) となっていったのは自然なことであろう。つまりイギリスにおいては、アメリカとは異なり、持株会社の会計問題とは、従来の会計制度との不整合として顕在化し、その問題を

6) 「1844年会社登記法」第34-42条。

解決するにあたって会社法を改正する必要性が生じたのである。そして、会社法を改正するために、イギリスの「商務省」(Board of Trade)によって会社法改正委員会が設置され、そこにおいて慎重な議論が進められることになった。

Greene 委員会は、持株会社形態が引き起こす会計問題を解決することを目的として、既存の会計制度の見直しに最初に公式に取り組んだ会社法改正委員会(本稿では、委員長の名前をとって「Greene 委員会」と記す)であり、1925年にイギリス商務省において設けられた。Greene 委員会によって検討された項目は、「総括的覚書」(general memorandum)によると、大きく分類して13項目あり、そのうちの1つ、「計算書類」(accounts)において、「持株会社とその従属会社の計算書類」(accounts of holding companies and their subsidiaries)が独立項目として挙げられている。

Greene 委員会の次に設けられた会社法改正委員会(以下、委員長の名前をとって「Cohen 委員会」と記す)は、1947/48年会社法において持株会社のためのグループ計算書類の開示規定を新設することを勧告した。しかし、Greene 委員会報告書から Cohen 委員会報告書に至る約20年間において、「連結計算書類の作成と開示への要求には反対できない状況」(山浦 [1993], 269ページ)が生まれ、Cohen 委員会は当初からグループ計算書類の強制を方針として打ちだしていたため、Cohen 委員会の議論には、そもそも持株会社の会計問題とは何かという視点は稀薄であったと考えられる⁷⁾。したがって、Greene 委員会の報告書は、イギリスで提出された持株会社会計に関する初めての公式文献であるという重要性を持つだけでなく、連結財務諸表の法制化を前提としていなかったという意味で、持株会社会計について純粋な議論がおこなわれたという点にも重要性が認められると考えられる。

Greene 委員会報告書は、連結財務諸表を制度化するべきであるという勧告をおこなわなかったために、イギリスが連結会計制度に関して遅れをとった主

7) イギリスにおいて連結会計が制度化されるにあたり、連結財務諸表の情報提供機能が偏重されていった過程については金森 [1998] を参照していただきたい。

要因であるとして批判されてきた⁸⁾。しかし、本稿では、あえて、Greene 委員会報告書が連結財務諸表の法制化を勧告しなかった点に注目し、この点に、持株会社の会計問題の本質を捉えようとした Greene 委員会報告書の姿勢があらわれていると考える。

以上の観点より、本稿では、Greene 委員会報告書を素材として、会社法が規定する会計制度のなかで、持株会社形態が一体いかなる会計問題を引き起こすのかについて論点を明確にするとともに、それに対する解決策について整理する。

III Greene 委員会における持株会社の会計問題

持株会社会計に関する Greene 委員会報告書の勧告は以下の2点に要約される。まず第1に、従属会社への投資、貸付金または借入金は、貸借対照表上他のすべての資産と区別して表示し、かつ貸付金は投資と区別して表示するということである (Greene Committee [1926], par. 72 V (e))。第2に、持株会社が従属会社の株式を所有している場合、その貸借対照表に署名をした同一の人物が署名した「証明書」(certificate)を持株会社の貸借対照表に付し、その事業年度中の従属会社の損益総額が持株会社の計算書類においていかに処理されたかを明示し、貸借対照表とともに届け出るということである (Greene Committee [1926], par. 72 VII)。すなわち、Greene 委員会報告書は、持株会社に対し、貸借対照表における投資等の区分表示と、従属会社の損益処理に対する持株会社の方針の明示の2点を要求したのである。

Greene 委員会は以上のような勧告をまとめるにあたって、持株会社形態に起因する会計問題を以下のように把握している。すなわち、持株会社の会計問題とは、まず「持株会社の『計算書類』(accounts)が、従属会社や関係会社

8) たとえば、Wyon [1933] は、Greene 委員会の勧告を評して、「持株会社の会計問題に対する立法府の改善はほとんど試みられておらず、効果もない」(Wyon [1933], p. 413)と述べている。さらに de Paula [1948], pp. 61-62, 山浦 [1993], 148ページ等も参照していただきたい。

の財政状態に関する十分に詳細な情報をとまなわないかぎり理解できないという不平の声が、持株会社の株主から明らかに聞こえてきている」(Greene Committee [1926], par. 71) という問題である。さらに、「ある従属会社に損失が発生しているにもかかわらずこれを認識せず、利益をあげている従属会社からの受取配当を収益に計上し、その結果、グループ全体としては損失が発生している会計年度に持株会社が配当する可能性がある」(Greene Committee [1926], par. 71) という問題も指摘している。すなわち、Greene 委員会報告書は、明示的ではないが、持株会社の会計問題には2つの問題点が存在することを指摘しているということができよう。つまり、第1の会計問題は、持株会社の情報提供⁹⁾にかかわる会計問題であり、第2の会計問題は持株会社の利害調整¹⁰⁾にかかわる会計問題である。

持株会社の情報提供にかかわる会計問題の解決に関しては、Greene 委員会報告書は以下のように述べている。「グループ全体の連結貸借対照表または合算貸借対照表¹¹⁾の公表を強制すべきであるという意見もあるが、[……]多くの持株会社はすでにその実務を採用しており、問題は株主の手にゆだねられるべきである」(Greene Committee [1926], par. 71)。すなわち、持株会社の株主に向けて、従属会社や関係会社の財政状態に関する情報を提供することになる連結財務諸表を作成し公表するかどうかは、株主と経営者との「内部問題」(internal affairs)であり、会社法がこれに介入するのは避けるべきであるとい

9) 本稿でいう「情報提供にかかわる会計問題」とは、「証券市場における持株会社の株価予測に役立つ情報が提供されていないという問題」ではなく、「受託責任が果たされるに足る情報が提供されていないという問題」である。「アカウントビリティにかかわる会計問題」とよんだほうが含意を正確に表すと考えられるが、本稿での考察が、証券取引法ではなく会社法における問題を扱っていることと含めて、「情報提供にかかわる会計問題」という用語を使用することをお許しいただきたい。

10) 利害調整という術語は多様な意味内容を包含すると考えられるが、本稿ではさしあたり、「利害調整にかかわる会計問題」を「会社の事業活動によって生じた利益が正当に分配されていないという問題」として捉える。

11) 当時は、複数会社の財務諸表の数値を合算して作成する財務諸表を、「連結財務諸表」(consolidated statements/accounts)、「合算財務諸表」(combined statements/accounts)などの名称で表現しており、かならずしもそれらの間の相違は明確ではなかった。

う見解が示されているのである。つまり、Greene 委員会報告書は、持株会社の情報提供にかかわる会計問題については、株主と経営者との個別会社内での内部交渉にその解決をゆだねると結論づけていると考えられるのである。

これに対して、持株会社の利害調整にかかわる会計問題に関しては、「株主やその他の利害関係者には、持株会社が宣言する配当がグループ全体の経営成績からみて正当かどうかを知る権利がある」(Greene Committee [1926], par. 71) と結論づけ、そのような配当利益の正当性を判断するための最低限の開示規定として、貸借対照表における投資等の区分表示と、従属会社の損益処理に対する持株会社の方針の明示の2点を要求している。そこには連結財務諸表によって問題解決を図ろうとする姿勢はみられず、いずれの勧告もすでにみたように、持株会社の個別財務諸表における改善策の提示であった。換言すれば、持株会社の利害調整にかかわる会計問題に関しては、かならずしも連結財務諸表による解決が必要とされるとはかぎらないという結論が示されているのである。つまり、Greene 委員会報告書によるかぎり、持株会社の配当利益の正当性を判断するという目的は、かならずしも連結財務諸表を法制化する根拠にはならないのである。さらに配当主体が各法人格であることを前提とするならば、連結財務諸表を作成・公表させることよりも、配当計算がおこなわれる個別財務諸表において、配当利益の正当性を判断する情報を反映させることの方が解決策としては自然な方法であるということもできるのである。

持株会社の利害調整にかかわる会計問題と、持株会社の情報提供にかかわる会計問題のそれぞれに対する Greene 委員会報告書の対応は対照的である。持株会社の利害調整にかかわる会計問題に関しては、Greene 委員会報告書は、会社法上でなんらかの解決となる規定を新設すべきであるとしながらも、連結財務諸表という新たな財務諸表ではなく、あくまでも既存の個別財務諸表の体系のなかでその解決を図ることができるとした。他方で、持株会社の情報提供にかかわる会計問題に関しては、Greene 委員会報告書は、株主と経営者の内部交渉にその解決をゆだねるとし、連結財務諸表の作成・開示に関しては、解

決策として連結財務諸表の作成・公表もありうるという程度の言及のみをしていたのである。

以上、Greene 委員会報告書が、持株会社の会計問題とはいかなるものであり、それはいかに解決されるのかについて取り組んだ内容を概説した。Greene 委員会報告書は、持株会社の会計問題には、情報提供にかかわる問題と利害調整にかかわる問題があることを指摘したうえで、前者については当事者に解決をゆだね、後者については最低限の規定を勧告した。そして、後者についての最低限の規定とは、持株会社の貸借対照表において従属会社への投資等を区分表示することと、従属会社の損益処理に対する持株会社の方針を明示することの2点であり、いずれも個別財務諸表の作成・公表を前提とした改善策であった。

前述のように、Greene 委員会報告書は、連結財務諸表の制度化についてなら前進を見せなかったという点で「長年にわたって自己満足に終わったとの批判を受け続けてきた」(Kitchen [1972], p. 134)。しかし、あくまでもGreene 委員会報告書の考えるイギリス会社法の目的が、「詐欺や不正直な表示や不適切な処理」(Greene Committee [1926], par. 7) といった「犯罪を防止する」(Greene Committee [1926], par. 9) ことにあったとすると、最低限の開示条項を勧告し、それ以上の財務情報に関しては当事者の交渉にゆだねるという結論を導いたのは妥当な決定であったといえるであろう。

Greene 委員会報告書の結論は、もちろんそのまま現在の日本の議論に直接あてはまるものではない。そこで、次節以下では、このGreene 委員会報告書で示された結論の普遍性と特殊性について考察する。

IV Greene 委員会報告書の普遍性

Greene 委員会報告書の結論のなかで、いかなる部分が普遍性を有するのかについて回答を与えることは容易ではない。Greene 委員会報告書そのものが、限定された時代の限定された社会状況における報告書であるというきわめて特

殊な性質を持つからである。しかし、Greene 委員会報告書が、会社法改正委員会の報告書であるという点に注目すると、会社法の役割における普遍性を、Greene 委員会報告書の普遍性を考えるうえで重要な1つの手がかりとして、さしあたり考えることができる。つまり、会社法は、当時のイギリスにおいても現在のいかなる主要国においても存在し、その多くが会社の配当と計算および監査を法的に規定しているという点において普遍性をもつと考えられるのである。もちろん、時代や国によって法体系は異なるであろうが、少なくとも、会社制度が大きな地位を占めるような経済社会においては、会社法が存在し、会社組織を利用した犯罪に備えて、最低限の社会規範となるような規定を会計に関してもおいているということは可能であろう¹²⁾。

Greene 委員会も会社法改正委員会である以上、会社法の規定が、「詐欺や不正直な表示や不適切な処理」(Greene Committee [1926], par. 7)を防止するために最低限の社会規範を設定するという役割を持つということを認知していた(Greene Committee [1926], pars. 7-9)。そのうえで、Greene 委員会報告書は、持株会社の利害調整にかかわる会計問題に対しては、最低限の規定を設けたが、持株会社の情報提供にかかわる会計問題については、これを設けず、その解決を株主と経営者の内部交渉にゆだねた。つまり Greene 委員会報告書は、持株会社の情報提供にかかわる会計問題を解決することは、会社法の役割の範囲外であると判断したのである。それでは Greene 委員会報告書が、持株会社の情報提供にかかわる会計問題に対して、最低限の規定をおく必要性はないと判断したことは理論的にいかに説明しうるのであろうか。

ここで、Greene 委員会報告書が、「計算書類がある形式をとるのは、株主自身にとって最善な形式だからである」(Greene Committee [1926], par. 71)と述べているのは注目されるであろう。なぜならば、Greene 委員会報告書は、

12) たとえば、日本の商法会計も、公正なる会計慣行を基礎とした「補完・規制的利益計算の体系であるにすぎない」(武田 [1985], 23ページ)とされている。つまり、商法あるいは会社法における会計規定は、それ自体完結した会計制度の確立を目的としているというよりも、最低限の社会規範を提供するという補完的性質を持つものであるといえるのである。

単に持株会社の情報提供にかかわる会計問題を軽視していたために最低限の規定をおく必要性を認めなかったのではなく、経営者と株主の間に存在する委託受託関係と、それに起因する最適水準の情報開示を想定したために、持株会社の情報提供にかかわる会計問題を株主と経営者の内部交渉にゆだねたと考えることが可能だからである。

経営者と株主との間には委託受託関係が存在し、それに起因して最適水準の情報開示が達成されるとする仮定¹³⁾はエージェンシー理論を基礎として、現在でもなお、有力な説明理論の1つとして言及されることが多いと見てよいであろう。この点において、Greene委員会の想定した、経営者と株主の委託受託関係は、Greene委員会報告書の普遍性を考えるうえで重要なもう1つの手がかりになると考えられる。すなわち、会社制度が大きな地位を占めるような経済社会においては、会社法が最低限の規定を設けるといふこと、さらに株式会社制度が一般化している状況下においては、経営者と株主の委託受託関係とそれに起因する最適水準の情報開示が達成されると仮定できるということの2つが、Greene委員会報告書の普遍性を考えるうえでの手がかりとなると考えられるのである。

以上の2つの手がかりを考慮すると、Greene委員会報告書の普遍性とは、持株会社の情報提供にかかわる会計問題に対しては、最適水準の情報開示が会社法による規制をまたずとも達成されると考えられるために、あえて会社法に

13) 株式会社制度のもとでは、経営者は、株主という資金提供者から資金の運用と管理を委託されていると考えられる。私利私欲に動機づけられた経営者は、株主の利益を最大にする行動を常にとるとはかぎらない。そこで、株主は、経営者の利己的行動によって生じる機会費用を減少させるために、経営者の行動を制約する契約を経営者と結ぼうとする。他方、経営者も、株主の不信を解消し、資金調達コストを引き下げるために、みずからの行動を制約する契約を自発的に株主と結ぼうとする。つまり、理論的には経営者と株主の双方が、契約を結ぶ十分に強いインセンティブをもっていると考えられるのである。一般にこの契約においては、資金の受託者である経営者が、一定期間ごとに、資金運用の成果とその事由を、主として財務諸表というかたちで資金の委託者である株主に報告するというシステムが設定される。そして、経営者と株主はこのシステムにおける取引費用を最小にするような効率的契約を結ぼうとする。したがって、以上のような観点にもとづくならば、少なくとも個々の経営者と現在株主の間では、外部に会計規制などの制約が存在しない場合、個別企業の経営環境に適合した最適水準の情報開示が自発的におこなわれると考えることができるのである。なお、ここでの説明は、藤井 [1998] に依っている。

において規定を設ける必要性はないとした結論にあると考えられる。すなわち、会社法の役割が最低限の規定を設けることにあり、かつ株式会社制度においては経営者と株主の間で最適水準の情報開示が達成されるという仮定が一定の説明力を有する状況にあっては、持株会社の情報提供機能にかかわる会計問題は、経営者と株主の間で解決される問題であり、会社法でこれを規制する問題ではないという結論が普遍的であると考えられるのである。

もちろん、Greene 委員会ではあくまでも個々の会社における経営者と株主の委託受託関係が生み出す最適水準の情報開示を想定しており、将来株主を含めた一般投資者を考慮に入れているわけではない。そのために、ディスクロージャー制度のような会計規制のあり方については普遍的な回答を導いていないという批判もありえるであろう。しかし、前述したように、Greene 委員会はあくまでも会社法の改正委員会である以上、「犯罪を防止する」ための最低限の開示条項を勧告する事を目的としており、理想的なすべての開示情報の制度化を目的としているわけではなかった。そして、持株会社グループ全体の財政状態を表示する連結財務諸表は、最低限の開示情報というよりも、個々の会社にその作成と公表をゆだねてよい種類の情報であると Greene 委員会は判断していたのである。

V Greene 委員会報告書の特殊性

Greene 委員会は、持株会社の利害調整にかかわる会計問題については持株会社の貸借対照表において従属会社への投資等を区分表示することと、従属会社の損益処理に対する持株会社の方針を明示することを勧告した。つまり、これが持株会社によって開示されるべき最低限の情報であると Greene 委員会はみなしたのであるが、なぜこれらの条項が最低限の条項として線引きされたのかについてはかならずしも明らかではない。従属会社株式および従属会社債権・債務を、それ以外のすべての資産と区分して表示するという規定は、最低限の開示条項であるとしてそれほど多くの異論はないかもしれない。しかし、

持株会社の貸借対照表に添付する報告書の中で、「従属会社の損益、または複数の従属会社がある場合は損益総額のうち、持株会社に帰属する金額が、持株会社の計算書類のなかであるいはその作成のために、いかに処理されたかを述べなければならない¹⁴⁾」という条項が、はたして最低限の開示規定であるといえるのかどうかは自明ではない。また、Greene 委員会報告書のなかにも、この問いに対する回答となるような記述は見あたらない。1947/48年会社法において持株会社のためのグループ計算書類の開示規定を新設することを勧告したCohen 委員会が、持株会社会計に関する会社法規定の不備として批判したのも、この条項であった (Cohen Committee [1945], par. 116)。

もちろん、Greene 委員会が従属会社の損益をどのように扱ったかを公表することを求めたことによって、従属会社の損失は無視し、従属会社の利益だけを持株会社の配当計算に含めるといった取扱いは、利害関係者に知らされることになる。Greene 委員会報告書はそれを最低限の開示であるとみなしたのであろう。しかし、なぜ Greene 委員会がこの勧告をおこなったか、あるいは、なぜこの程度の情報で最低限の開示がおこなわれたと認めることにしたのかについては、かならずしも自明ではない。この点については、Greene 委員会による説明がない以上、Greene 委員会報告書が提出された時代背景や Greene 委員会が置かれた状況を考察することによってなんらかの説明を試みる必要がある。ここに Greene 委員会報告書における結論の特殊性が存在するといえるであろう。

イギリス持株会社会計の歴史において、Greene 委員会報告書が提出された時代は「Royal Mail 社事件直前」として特徴づけられると考えられる。Royal Mail 社事件の詳細について本稿では直接的には触れないが¹⁵⁾、Greene 委員会の報告書が提出されたこの時代は、「秘密積立金の設定に対する一般的寛容さ」

14) 【1929年会社法】第126条第1項。

15) Royal Mail 事件の詳細については、さしあたり、山浦 [1993]、188-202ページ等を参照していただきたい。

(山浦 [1993], 204ページ)があった時代であるという特徴づけが可能である。Royal Mail 社は、秘密積立金を設定し、1920年代の会社不調時にこれを取り崩して利益に振り替え、あたかも営業利益が生じているかのような損益計算書の作成・公表をしたとされ、これが違法かどうかという点が裁判で審議された。また、Royal Mail 社の損失補填には、従属会社からの受取配当も利用されたが、従属会社の支払う配当もまた、Royal Mail 社と同様に、秘密積立金の取り崩しという利益捻出操作をおこなうことによって財源を確保されていたのである。Royal Mail 社の倒産による社会的影響が甚大であったため、この事件以降、秘密積立金の問題が大きく取りあげられるようになったが、この事件以前は、秘密積立金の設定は巨大株式会社においては一般的にみられ、社会的にも寛容な風潮が広がっていたといわれている¹⁶⁾。

Greene 委員会に提出された意見書のなかでも、ICAEW 代表が「秘密積立金あるいは内部積立金は、ある場合には望ましく、多くの場合には不可欠である」(Greene Committee [1926], AppendixAA, 6 (e))と述べている。このような時代背景にあって、持株会社が従属会社の配当政策を支配することによってみずからの公表利益や配当利益額を操作する可能性があることが社会的に容認されていたならば、すなわち、従属会社の損益勘定を実質的には持株会社の秘密積立金勘定として利用する可能性が許容されていたならば、Greene 委員会が、従属会社損益の表示について詳細な規定を設けることを勧告するとは考えにくい。つまり、秘密積立金を会社法上黙認していた時代において、従属会社を実質上秘密積立金の温存場所として利用することをわざわざ採りあげて、会社法において禁止する要因は存在しなかったといえるのである。換言すれば、Greene 委員会報告書が、従属会社の損益開示についてそれほど詳細な規定を

16) たとえば、Dicksee [1905]においても、秘密積立金については、「監査人は経営者の『誠実な』会計処理を変えることはできないが、不審点があるときは、監査人は株主にその事実を知らせるべきであり、それによって、その(秘密積立金を含む一引用者)財務諸表を認めるか認めないかの判断は株主がおこなう」と述べられており(Dicksee [1905], p. 195)、ある程度の秘密積立金は、経営者と株主の判断にゆだねるというかたちで正当化されている。

勧告しなかったのは、秘密積立金の開示についてそれほど詳細な規定を必要としなかった時代背景に依るという解釈が可能なのである。

秘密積立金の存在が社会的に許容されていた背景には、会社が隠しているのは利益であり損失ではないという漠然とした前提があったように思われる。しかし、他方で、Greene 委員会報告書は、「グループ全体としては損失が発生している会計年度に持株会社が配当する可能性」(Greene Committee [1926], par. 71) が問題であることも指摘していた。そして、この問題に対する解決策を提示した例として Greene 委員会のなかでの D'Arcy Cooper¹⁷⁾ の議論は注目される。D'Arcy Cooper は、そのなかで利益を隠すことは「たいへん良いこと」(very good thing) (Greene Committee [1926], Minutes of Evidence, 3852.) であるとする一方で、損失を隠すことは「法によって是正されるべき」(Greene Committee [1926], Minutes of Evidence, 3856.) であると主張した。そして、D'Arcy Cooper は、「今日の多くの従属会社は、持株会社の支店あるいは事業所にすぎない」(Greene Committee [1926], Appendix W.) と指摘したうえで、「従属会社の稼得した利益または従属会社からの受取配当を損益計算書に貸記し、同時に、持株会社の利益から従属会社の全損失額を埋めるという慣行」(Greene Committee [1926], Appendix W.) を強く支持している。つまり、従属会社の利益 (の持株会社帰属分) については配当を宣言された金額だけでもかまわないが、従属会社の損失 (の持株会社帰属分) については全額を、持株会社の損益計算書において認識しようという議論をおこなったのである。そして、この方法は、Lever Brothers, Ltd. などの、当時のイギリスを代表する持株会社によって実際におこなわれていたという (Greene Committee [1926], Appendix W.)。

17) Francis D'Arcy Cooper は、ロンドンシティにおける老舗会計士事務所 Cooper Bros. & Co. のパートナーであり、1925年から当時のイギリスを代表する巨大持株会社、Lever Brothers, Ltd. の「会長」(chairman) になった。その他政府の諮問委員にも選ばれ、複数の会社の会長も歴任し、准男爵の称号も与えられている。(Parker, ed. [1980], Francis D'Arcy Cooper)。Greene 委員会からは、おもに持株会社の貸借対照表について、実務家を代表して意見を求められており、その議論は Greene 委員会報告書に添付されている Minutes of Evidence に含まれている。

Greene 委員会報告書の特殊性は、秘密積立金に対する社会的な寛容さが存在した時代状況において、持株会社の利害調整にかかわる会計問題を解決するための最低限の規定を決定したという点にある。そうであれば、Greene 委員会が最低限であるとみなした規定が、時代状況が変化するにつれて最低限ではなくなり、その点について Cohen 委員会が批判をおこなったのも自然なことであったといえるであろう。これに対して、D'Arcy Cooper の議論は、Greene 委員会報告書に採用されることはなかったものの、秘密積立金あるいは経営者による自由な会計処理を必ずしも全面的に黙認するものではなかったという意味で、Greene 委員会報告書の特殊性を超えていると考えられる。すなわち、持株会社の利害調整にかかわる会計問題を解決するためには、会社法上でいかなる開示規定を設けることが考えられるかということを現在議論するにあたって、D'Arcy Cooper の議論は、秘密積立金に対する社会的寛容さのない時代にも有益な議論となりうると考えられるのである。

VI おわりに

本稿では、持株会社形態がそもそもいかなる会計問題を引き起こすのか、また、それに対していかなる解決策が考えられるかについて、イギリスの会社法改正委員会である Greene 委員会の報告書を素材に検討してきた。その検討のなかで、持株会社の会計問題には、持株会社の情報提供にかかわる会計問題と、持株会社の利害調整にかかわる会計問題との2つがあるという整理を試みた。そして、Greene 委員会においては、情報提供にかかわる会計問題については、会社法でこれを規制すべきではないとし、経営者と株主に解決をゆだねる一方、利害調整にかかわる会計問題については、最低限の要求として、従属会社の損益処理に対する持株会社の方針を開示することを勧告することになった。Greene 委員会報告書では、連結財務諸表は持株会社の情報提供にかかわる会計問題を解決する1方策として捉えられており、連結財務諸表が持株会社の会計問題を解決する唯一の手段とはいえないことが明らかになった。

さらに、現在の持株会社会計に関して Greene 委員会報告書からなんらかの示唆を得るために、Greene 委員会報告書の普遍性と特殊性についていかなる解釈が可能であるかを検討した。本稿では、Greene 委員会報告書の普遍性は、持株会社の情報提供にかかわる会計問題については経営者と株主に解決をゆだねるという結論を導いたことにあり、Greene 委員会報告書の特殊性は、持株会社の利害調整にかかわる会計問題について最低限の勧告をおこなう際に、当時の社会的状況を反映した結論を導いたことにあるという解釈を試みた。したがって、現在再び持株会社の利害調整にかかわる会計問題について考察するにあたっては、Greene 委員会報告書の特殊性を考慮する必要があると考えられるが、その際、Greene 委員会に提出された意見のなかには、この特殊性にとらわれない議論もあったことは特筆すべきであろう。その議論のなかでも、やはり、持株会社の会計問題は、連結財務諸表ではなくても解決できることが示されているのである。

引用文献

- Cash, W. [1929] "Consolidated Balance Sheets," *The Accountant*, Vol. 81, No. 2870, December 1929, pp. 725-730.
- Cohen Committee [1945] *Report of the Committee on Company Law Amendment*, London, His Majesty's Stationary Office, Cmd. 6659.
- de Paula, F. R. M. [1948] *Developments in Accounting*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd.
- Dicksee, L. R. [1905] *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, Authorized American Edition Edited by R. H. Montgomery, Reprinted by Arno Press, 1976.
- Greene Committee [1926] *Company Law Amendment Committee, 1925-26: report*, London, His Majesty's Stationary Office, Cmd. 2657.
- Kitchen, J. [1972] "The Accounts of British Holding Company Groups: Development and Attitudes to Disclosure in the Early Years," *Accounting and Business Research*, Spring 1972, pp. 114-136.
- Parker, R. H., ed. [1980] *British Accountants: A Biographical Sourcebook*, Arno Press.

Wyon, A. [1933] "Paper on Holding and Subsidiary Companies," *The Incorporated Accounting Journal*, Vol. 46, No. 11, August, 1933, pp. 413-424.

金森絵里 [1998] 「イギリスにおける連結会計の制度化過程に関する考察」『会計史学会年報』第17号, 68-78ページ。

高須教夫 [1996] 『連結会計論』森山書店。

高寺貞男 [1992] 『会計と組織と社会—会計の内と外—』三嶺書房。

武田隆二 [1985] 『最新財務諸表論』改訂版, 中央経済社。

藤井秀樹 [1998] 「最適開示水準決定要因とディスクロージャー」『企業会計』第50巻第1号, 74-79ページ。

山浦久司 [1993] 『英国株式会社社会会計制度論』白桃書房。